

令和7年7月18日
神奈川県労働局

川崎北公共職業安定所における個人情報漏えい事案について

神奈川県労働局（局長 ^{こやの} 児屋野 ^{ふみお} 文男）は、川崎北公共職業安定所（以下「川崎北所」という。）において発生した個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 概要

川崎北公共職業安定所（以下「川崎北所」という。）において、雇用保険説明会のために会場を訪れた雇用保険受給資格者A氏（以下「A氏」という。）に対し交付すべき雇用保険受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を、誤って雇用保険受給資格者B氏（以下「B氏」という。）に交付するという事案が発生した。

2 漏えいした個人情報

受給資格者証に記載されていた支給番号、受給資格者の氏名、雇用保険被保険者番号、性別、生年月日、口座番号等。

3 事実経過

- （1） 令和7年6月5日14:00頃、A氏が雇用保険説明会の受付を訪れた際、A氏に交付すべき受給資格者証が所定の場所になく、説明会場に持参したクリアファイル内に収納されている参加予定者全ての受給資格者証を確認したものの、A氏の受給資格者証は見つからなかった。
- （2） 同日、説明会場から戻った担当者Cは給付課長に受給資格者証が見つからない方が1名いることを報告した。担当課の職員で雇用保険給付課（以下「給付課」という。）内を捜索したが、A氏の受給資格者証は見つからなかったため、川崎北所次長に1名分の受給資格者証が所在不明となっていることを報告した。

- (3) 同日、当該説明会に参加した受給資格者等、約250名に対して電話連絡し、受給資格者証の名前に間違いはないか・複数枚受け取っていないか等の誤交付特定に係る聞き取りを行ったが、連絡がついた方々の中にA氏の受給資格者証を手交されたと回答した方はいなかった。
- (4) 令和7年6月6日以降も連絡がつかなかった説明会参加者や窓口で既に受給資格者証を交付した受給資格者等誤交付の可能性がある方々に対し、電話連絡を継続して行ったが、A氏の受給資格者証を手交された方は特定できず、6月11日時点で未確認の受給資格者は連絡のつかない2名のみとなった。そのうえで、再度、給付課内を搜索し、A氏の受給資格者証が見つからなかったことから、電話連絡の結果を踏まえ、誤交付事案の可能性を残しつつも紛失の可能性が高いと判断し、漏えい事案の発生について、神奈川労働局職業安定課給付係に報告を行った。報告後、翌12日も連絡がつかない2名の受給資格者に対し電話連絡を行ったが、連絡はつかなかった。
- (5) 令和7年6月13日、総務課2名と職業安定課2名が川崎北公共職業安定所を訪問し、事案の発生までの状況の確認と誤交付・紛失事案の両方の可能性を踏まえた検証を実施した。検証により明らかとなった問題点を踏まえ、搜索に係る今後の対応について検討した。
- (6) 令和7年6月16日～6月19日、継続して連絡がつかない2名の受給資格者に対し電話連絡をするも、連絡がつかなかった。
- (7) 令和7年6月20日、連絡がつかなかった2名の受給資格者が認定日のため来所したが、持参した受給資格者証は自身の受給資格者証のみであり、A氏の受給資格者証は見つからず。参加者全員の確認を終えたことで、紛失の可能性が更に高まったことから、職業安定課の職員2名に来所してもらい、給付課職員と共に先般明らかにした検証結果に基づく受給資格者証の搜索を試みたが、A氏の受給資格者証の発見には至らなかった。
- (8) 令和7年6月23日、就職が決まった申告のためB氏が来所し、窓口にて失業認定申告書と受給資格者証を提出した。給付課職員が提出された受給資格者証がA氏のものであることを確認し、誤交付が判明した。その場にて、A氏の受給資格者証を回収した。B氏に対して、その場にて誤交付した旨を説明のうえ謝罪した。
- (9) 同日、A氏に対し電話連絡入れ、誤交付した経緯等事案に係る説明を行い誤交付による個人情報漏えいを謝罪した。

4 発生原因

雇用保険説明会にて受給者に受給資格者証を交付する際、受付開始時に人数が集中する。その状況下において、同姓名及び類似した姓名の受給資格者が複数人雇用保険説明会に参加した場合、受給資格者証を誤認して交付してしまう可能性が高まり、受付を担当する者が目の前の受給資格者の受付を捌くことに気持ちが傾いてしまったことで、個人情報の基本動作(交付時の相互確認)を疎かにしてしまった。

5 再発防止対策

【川崎北所の取り組み】

- (1) 6月12日に労働局 総務企画官より所属長あてに送付された注意喚起メールを受け、所属長は所内の幹部職員に対し、注意喚起を行った。
- (2) 6月12日から6月20日までに個人情報漏洩防止に関する研修を全職員に対し、所長、部長、庶務課長が講師となり実施した。
- (3) 所内の個人情報漏洩防止に関する研修が終了したことから、6月23日より個人情報保護に関する研修テキストの緊急点検を実施した。
- (4) 6月24日に幹部会議を開催し、緊急所属長会議の伝達と本件が誤交付でその要因と再発防止策について所長より説明及び指示した。
- (5) 雇用保険説明会場では、以下のとおり対応することとした。
 - ① 資格決定日毎にテーブルを設営することとし、職員をテーブル毎に配置し、受給資格者証と受給資格決定日毎に作成された交付簿を用意することとした。
 - ② 受給者には資格決定日毎に整列頂き、整列順に受給資格者証を交付することとし、職員及び担当は交付簿に交付日を記載する。加えて受給資格者証を交付する際は、受付担当者と本人が交付する受給資格者証に誤りがないか相互確認を行い、十分な注意を払って交付する。
 - ③ 資格決定日が同日の中で姓名が類似している受給資格者証が存在する場合において、当該受給資格者証に付箋等を添付し、特に注意を払って交付する必要がある旨を受付担当者と情報共有し、誤交付防止を徹底する。

【神奈川労働局の取り組み】

- (1) 6月12日に労働局 総務企画官より所属長あての注意喚起メールを送付した。
- (2) 6月23日に情報漏えい防止にかかる緊急所属長会議を総務課主催で開催し、参加者全員で、本年度発生した情報漏えい事案について、分析、有効な再発防止策を検討し、結果を共有した。
- (3) 総務企画官より、当該会議で共有した再発防止策を参考にして、現在各所属で採用している情報漏えい防止対策に不備はないか、同種事案の発生予防として十分有効なものとなっているか等の確認を指示した。
- (4) 7月から9月にかけて、総務課が全所属に対して実施する「個人情報管理規程に基づく定時監査」にて、各所属の情報漏えい防止対策の実施状況を抜き打ちで確認する。
- (5) 6月26日全所属長あてに誤交付事案発生が確定したことを踏まえた注意喚起を職業安定部長より発出した。

【担当】 神奈川労働局 職業安定部
職業安定課長 中島 章博
雇用保険監察官 村田 一郎
電話 045 - 650 - 2800